還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
徴収取扱費算定期間内	附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七、

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条　新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2　施行日前に地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）附則第十二条の二の七第二項において準用する旧法第百四十四条の二十一第一項又は第二項の規定により交付を受けた免税証又は免税軽油使用者証（旧令附則第十条の二の二第七項の表電気供給業の項上欄に掲げる事業を営む者について同項下欄に掲げる用途に係るものに限る。）に係る旧令附則第十条の二の二第八項において準用する旧令第四十三条の十五第四項又は第十項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和二年三月三十一日に満了したものとみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条　新令第四十八条の七第一項において準用する新令第七条の十三の四の規定は、令和二年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第八条　新令第五十六条の八十八の二第一項及び第三項並びに第五十六条の八十九の規定は、令和二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（特定徴収金に関する経過措置）

第九条　新令第五十七条の五の二（第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に納入される地方税法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金について適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三十五条中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項の表第七条の二の二第二項の項中「第七条の二の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第四項の表第七条の二の二第二項の項中「第七条の二の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十三条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第八項」を「第七項」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第十四条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十五条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条及び第十一条中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「（三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「（元年経過措置対象課税仕入れ」に改める。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十六条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十四号）附則第九条に一項を加える改正規定中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。